

# ごみ集積所設置補助金交付事業の受付について

## 1. 補助金額

### 鋼製等 集積所

製造設置費の補助対象経費の2分の1で上限 60,000 円

### ネット製等 集積所

1 個につき 15,000 円（1 回の申請に 3 個まで可）

\* 予算の範囲内とする。

### <補助対象外経費>

- ・ 既存集積所の解体撤去費、修理費は補助対象外
- ・ 上にかぶせるネット

同一の自治会において  
年度内に

- ・ 鋼製等は 1 基のみ 対象
- ・ ネット製等は 3 基まで 対象

## 2. 補助条件

### ■設置場所

- ・ その場所が自治会や近所で同意が取れているか。水路上に設置したいときは、水路管理者（地元総代等）の同意も必要。
- ・ 鋼製は道路に設置することは認めない。また、公共用地に設置する場合は、当該管理者の占有許可が必要。
- ・ ごみ収集車が通り抜け、または十分転回できる場所であるか。
- ・ 民有地内は通過、転回しない。

### ■申請団体

- ・ 申請は自治会（市長が認めた団体）からに限るので、マンション管理会社やアパートの大家が設置するときは、補助対象外。
- ・ 同一年度に同じ自治会からの申請は認めない。

例) ○ 甲自治会が A 地点へ鋼製 1 基

× 甲自治会が A 地点へ鋼製 2 基（鋼製 1 基分のみ補助対象）

○ 甲自治会が A 地点へ鋼製 1 基、甲自治会が A 地点へネット製 1 基

（鋼製 1 基分のみ補助対象）

○ 甲自治会が A 地点へ鋼製 1 基、乙自治会が A 地点へ鋼製 1 基（すべて補助対象）

○ 甲自治会が A 地点へ鋼製 1 基、甲自治会が B 地点へ鋼製 1 基

（鋼製 1 基分のみ補助対象）

× 甲自治会が A 地点へネット製 4 個（3 個までが補助対象）

### ■製造業者（販売・設置含む）

- ・ 製造等は市内業者に限る。

## 3. 補助金申請から請求書の提出までの流れ

① 補助金申請書を資源リサイクル課へ提出（添付：業者見積書、集積所の位置図）

↓

② 資源リサイクル課から申請者に補助金決定通知書を送付（補助金請求書も同封）

↓

③ 申請者はごみ集積所を購入・設置し、業者に支払い（領収書宛名は申請書の自治会名）

↓

④ 補助金請求書（②で送付）を資源リサイクル課へ提出（添付：業者領収書【原本】、設置写真）

※ 振込口座の名義が自治会（長）以外の場合（会計さんの個人の名前がある場合などは、請求書の委任状欄に記入が必要です。

委任者＝請求書と同じ（自治会長）

受任者は口座名義人となる